業　務　（　起　工　）　設　計　書

業 務 名：琴浦町公園等遊具点検業務

業務場所：東伯郡琴浦町地内

琴浦町公園等遊具点検業務仕様書

1　適用範囲

本業務委託（以下「業務」という）にあたっては、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第３版）」及び一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準」、「遊具等の定期点検業務標準積算基準（令和８年度版）」に準ずるほか、本仕様書（以下「仕様書」という）に基づき実施するものとする。

2　業務実施場所

（１）実施場所

東伯郡琴浦町地内

（２）点検対象の遊具等

琴浦町内公園等 22 箇所の屋外遊具等一式（各公園名称及び位置は別紙のとおり）

3　委託期間

契約締結日から令和９年３月１２日まで

4　業務内容

（１）安全点検

遊具の破損、老朽判断、継ぎ部分のゆるみ及び固定部、可動部、支柱、塗装等の安全点検を目視、触診、打診にて行う。

また、必要に応じ、ボルト・ネジ等の増し締め、遊具可動部への注油作業を行う。欠損・破損を確認した際には、ただちに委託者に報告すること。

（２）判定基準

遊具の安全性や劣化状況について、以下の基準により判定を行う。

Ａ：現状において問題がない。

⇒　修繕の必要はない。

Ｂ：やや劣化の兆候があるため、監視を続ける必要がある。

⇒　直ちに修繕や再塗装などの改善措置を講じる必要はない。

Ｃ：部分的、あるいは軽微な異常があり、部分修繕が必要である。

⇒　継続使用を前提に、消耗部材の交換や再塗装などの補修を行う。

Ｄ：重要な部分に異常があり、直ちに改善が必要である。

⇒　使用を一旦中止し、改善した後、供用を再開する。

Ｅ：主要な箇所に重大な異常があり、使用不可能である。

⇒　直ちに使用を禁止し、撤去する。

（３）作 業 員

点検作業員は、一般社団法人日本公園施設業協会認定の公園施設製品整備技士及び、それに準ずる資格を取得している者とし、委託者が認めた者とする。

なお、業務実施前に、点検作業員を書面にて提出すること。（有資格者に準ずる者は、過去３年間に公共機関において行った遊具点検の契約書等履行確認ができる書類をもってそれに代えることができる。）

（４）写真管理

施設全体、個別写真、劣化部分等の判断に必要な写真を提出すること。

5　報　　告

業務完了後に納入する成果品は正本１部及び電子データとし、内容は以下のとおりとする。

（１）診断結果一覧表

調査対象施設名や判定結果等が一覧できる総括表

（２）調査結果報告書

① 遊具の現況、判定結果、根拠等がわかるもの

② 調査対象遊具の現況写真、判定、コメント

③ 劣化部分及び安全性に欠ける箇所の説明コメント、写真

④ 広場全体の状況や遊具の配置が分かる写真

⑤ Ｄ判定をした遊具の対応優先順位を示したもの、及び修繕する場合の参考見積

⑥ Ｅ判定をした遊具を撤去する場合の参考見積

⑦ その他、今後の安全対策に必要と判断される資料、データなど

（３）注意事項

点検結果については、一般社団法人日本公園施設業協会認定の公園施設製品整備技士及び、それに準ずる資格を取得している者とし、委託者が認めた者が判定すること。

また、点検結果報告書は契約期間内に提出すること。なお、報告時に点検結果及び今後の管理に対する注意点について委託者に説明を行うこと。

6　資料等の貸与及び提供

委託者は受託者に対して業務に必要な関係資料の貸与及び資料の提供を行うものとし、受託者は業務完了後、ただちに返還しなければならない。

7　成果品の帰属

成果品は全て委託者に帰属するものとし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与してはならない。

8　費用の負担

仕様書に明示なく、業務上必要なことについては、受託者の負担で実施するものとする。

9　諸法規の厳守

受託者は、業務の実施にあたり、諸法令及び諸法規等を厳守しなければならない。

10　秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に洩らしてはならない。